

（傍線の部分は改正部分）

修 正 案	現 行
（令第十一条第四号の国土交通省令で定める期間） 第七条 令第十一条第四号の国土交通省令で定める期間は、次のとおりとする。 一 道路運送車両法第五十八条第一項の自動車（第三号の自動車を除く。）については、同法の規定による自動車検査証の有効期間に一月（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、道路運送車両法施行規則第四十四条第一項ただし書の規定により継続検査を受けるものにあつては、二月）を加えた期間 二・三 （略）	（令第十一条第四号の国土交通省令で定める期間） 第七条 令第十一条第四号の国土交通省令で定める期間は、次のとおりとする。 一 道路運送車両法第五十八条第一項の自動車（第三号の自動車を除く。）については、同法の規定による自動車検査証の有効期間に一月を加えた期間 二・三 （略）

< 修正箇所 >
赤線部分を追加
（改正の効果が及ぶ範囲を継続検査に限定する旨を明確化）